

高知県環境影響評価条例施行規則の一部改正の概要 (太陽光発電施設の追加)

1. 対象となる事業の規模要件

①太陽光発電施設の新設であって次のいずれかのもの

区 分	太陽光発電施設	
	第一種事業	第二種事業
出力	4万kW以上	2万kW以上4万kW未満
施行区域	施行面積50ha以上	—
施行区域に特別地域 ^{※1} を含む場合	施行面積10ha以上	—
森林 ^{※2} 伐採区域	伐採面積20ha以上	—

※1 特別地域とは

鳥獣保護区、国立公園、国定公園、高知県立自然公園、
原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、高知県自然環境保全地域

※2 森林とは

森林法第2条第3項に規定する国有林又は同法第5条第1項に規定する民有林

②既存の太陽光発電施設を増設する場合は、次のいずれかのもの

区 分	太陽光発電施設	
	第一種事業	第二種事業
出力	4万kW以上	2万kW以上4万kW未満
施行区域	施行面積50ha以上	—
施行区域に特別地域を含む場合	施行面積10ha以上	—
森林伐採区域	伐採面積20ha以上	—

2. 施行期日

- 公布日と同日施行

3. 経過措置

- 「電気事業法第48条第1項の規定による届出を行っている事業」は、改正後の内容を適用しない。(施行日までには手続きが行われていること)

(参考) 改正後の環境影響評価法施行令(令和2年4月1日改正)

区 分	太陽光発電施設	
	第一種事業	第二種事業
出力	4万kW以上	3万kW以上4万kW未満